

設計図書等に対する質問書についての回答書

工事名：播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事

質疑番号	資料名	ページ等	質問内容	回答内容
1	プロポーザル実施要領書	P1 2.4 履行期間	契約締結日の翌日から(2025年)令和7年3月31日までとありますが、事業期間の把握をしたい為、設計業務、試掘工事を(2023年)令和5年3月末日までに、布設替工事及び工事管理業務を(2023年)令和5年4月1日から(2025年)令和7年3月31日までの2年間と想定して宜しいでしょうか。播磨町としてのお考えをご教示下さい。	予算の関係上、令和4年度は、実施要領書P2 2.6支払い条件 に示す、支払限度額を目安にして進捗として下さい。令和5年度及び令和6年度は工期短縮に関する事業提案により本町と協議の上決定する。
2	プロポーザル実施要領書	P1 2.5 提案上限額	提案上限額450,000千円(税抜き)とありますが、請負金額の想定を行いたい為、設計業務・試掘工事・布設替工事・工事管理業務において、播磨町として想定している内訳金額をご教示頂けませんでしょうか。	非公開とする。
3	プロポーザル実施要領書	P1 2.5 提案上限額	実施要領書本文の記載がございませんでしたが、提案額については、最低価格の設定はなく、低入札調査もないという認識でよろしいでしょうか。	設定はない。提案額の妥当性については審査時に確認することがある。別添資料3に基づき、提示された概算金額について、支払限度額内で事業実施が可能かを確認する。また、選定の優劣については概算額ではなく請負率を対象とするので留意すること。請負率についても根拠等実現性について確認することもあるので留意すること。
4	プロポーザル実施要領書	P1 2.5 提案上限額	実施要領書本文の記載がございませんでしたが、見積書については、工事概要の条件における見積書を作成するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
5	プロポーザル実施要領書	P1 2.5 提案上限額	実施要領書本文の記載がございませんでした。「詳細設計後に各価格を算定」とありますが、事業実施段階における設計変更は金額の設定(上限、下限)はあるのでしょうか。	原則事業費の範囲内。
6	プロポーザル実施要領書	P2 2.9 対象路線	※周辺住民や企業との協議により施工可能時間の制限する日を設ける場合がある。とありますが、工法変更及び、昼間から夜間施工の変更等が起きた場合、工事費が増大する恐れがある為、工事段階の費用におけるリスク分担を具体的にご教示下さい。	プロポーザル実施要領書P16 第7章に示す通り。
7	プロポーザル実施要領書	P2 2.9 対象路線	重要港湾区域である公共埠頭については、兵庫県県土整備部港湾課との調整が必要である。とありますが、公共埠頭内の、各企業への進入路に工事施工範囲が及ぶと想定される為、新島公共埠頭連絡協議会との調整も必要と考えますが兵庫県県土整備部港湾課との調整のみで良いという事でしょうか。	各企業との調整を含め、新島公共埠頭連絡協議会とも調整すること。
8	プロポーザル実施要領書	P4 3.1 プロポーザル参加者の参加資格要件 2)	町内業者の出資比率の記載がありますが、町内業者を共同企業体の構成員に含めることは必須でしょうか。	町内業者を共同企業体の構成員に含めることを要件としていないが、実施要領書P1事業の目的のとおり町内企業の活用及び育成を目的の1つとしており、実施要領書P14のとおり、評価の対象としているところである。なお、協力業者として町内業者を含めることは必須としていることに留意すること。
9	プロポーザル実施要領書	P4 3.1 プロポーザル参加者の参加資格要件 11)	厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県知事認可水道事業者の発注物件に限りますか。また、完工実績に限りますか。	実施要領書に示す通り。
10	プロポーザル実施要領書	P5 3.1 プロポーザル参加者の参加資格要件 17)	受託者は本町の書面による事前の承諾なくして、総括責任者を変更してはならない。とありますが、貴町の承諾を得れば、書面により事前に承諾をいただくことで配置技術者の変更は可能という認識でよろしいでしょうか。	承諾すれば可能である。
11	プロポーザル実施要領書	P5 3.1 プロポーザル参加者の参加資格要件 18)	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、監理技術者と現場代理人は兼務できるでしょうか。	可能である。
12	プロポーザル実施要領書	P10 4.7 第一次審査(技術提案書等の受付)1)	技術提案書の①～⑥と、評価基準(P.14)におけるテーマ数が一致しないところがあります。⑥独自提案にテーマの「町内企業の活用及び育成計画」、「追加提案」が含まれるという認識でよろしいでしょうか。	実施要領書P13および14 6.2 イ 審査事項 表1技術評価(1)技術提案 に記載している「町内企業の活用及び育成計画」を⑥とし追加提案を⑦とする。別添資料2 提案様式集P3(3)第一次審査(技術提案書)表3の項目並びにP5提出書類一覧の任意様式の独自提案書の内容についても同様の表現で「独自提案書」を改め「町内企業の活用及び育成計画」、「追加提案」とする。
13	プロポーザル実施要領書	P10 4.8 提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第二次審査)1)	提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第2次審査)の出席者は5名以内とありますが、様式2-4のプロポーザル参加者の連絡先一覧では、参加者予定は総括責任者、設計業務管理技術者を含む3人までとする。となっていますが、提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第2次審査)の出席者は5名まで参加できるという認識でよろしいでしょうか。	総括責任者、設計業務管理技術者を必ず含めて5人以内とすること。名簿は個々に修正して出席者の企業名・担当業務・参加者名を記載して提出すること。
14	プロポーザル実施要領書	P10 4.8 提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第二次審査)1)	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、提案者ヒアリング・プレゼンテーションの出席者に関して、5名以内であれば配置予定技術者以外の参加は可能でしょうか。	
15	プロポーザル実施要領書	P10 4.8 提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第二次審査)1)	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、プレゼンテーションに用いるパワーポイント資料について、データの提出や印刷物の配布は必要でしょうか。	プレゼンテーションに用いるパワーポイント資料について、データの提出や印刷物の配布は不要。パワーポイントを用いて説明する際は、提案書の内容と一致させること。提案書類に記載のない事項の説明、追加資料の配布は認めない。
16	プロポーザル実施要領書	P10 4.8 提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第二次審査)2)ア)	提出書類についての著作権はプロポーザル参加者に帰属していることから、公表等についてはプロポーザル参加者に貴町より事前に協議していただけたとの認識でよろしいでしょうか。技術提案事項が競合他社に渡ると、今後の営業活動に支障をきたします。実施体制(応募者名)以外の技術提案事項は公開しないで頂きたいと考えております。	公表すれば企業の営業活動に支障をきたす恐れがあるとの申し出がある場合については事前に協議を行い対応する。
17	プロポーザル実施要領書	P11 4.8 提案者ヒアリング・プレゼンテーション(第二次審査)4)	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、プロポーザル参加者の複数提案の禁止とは、1テーマに対して1提案ではないという理解でよろしいでしょうか。	一つの応募について同一のものがした二以上の提案は無効となる。
18	プロポーザル実施要領書	P.12 5.2 参加資格審査適格者が提出する提案書類	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、技術提案書類の枚数について、評価基準のテーマに対して、計30枚程度でしょうか。あるいは、表紙、目次、添付資料も含めての枚数設定でしょうか。	表紙目次を除いて30枚程度とすること。
19	プロポーザル実施要領書	P.12 5.2 参加資格審査適格者が提出する提案書類	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、技術提案書類は30枚程度となっていますが、最大枚数と最小枚数、各テーマ毎の枚数に決まりがあればご教示下さい。	最大枚数と最小枚数、各テーマ毎の枚数に定めはない。表紙目次を除いて30枚程度とすること。
20	プロポーザル実施要領書	P.12 5.2 参加資格審査適格者が提出する提案書類	技術提案書類の枚数30枚程度は、技術提案書のみ枚数の認識でよろしいでしょうか。また、各技術提案について最大・最小枚数に決まりはありますか。	
21	プロポーザル実施要領書	P.12 5.2 参加資格審査適格者が提出する提案書類	技術提案書類のサイズについて、全てA4の設定ですが、A3サイズの使用は禁止という認識でよろしいでしょうか。その場合、工程表などの資料では文字サイズが小さくなる可能性があります。提案書本文の文字サイズは原則10.5ポイント以上ですが、図表で用いる文字サイズも原則10.5ポイント以上という認識でよろしいでしょうか。	原則として実施要領書に示す通りです。ただし図・表に関してはA3版横型を可能とするが、折込でA4判縦型として提出すること。また、文字サイズも可能な限り10.5ポイント以上とすること。
22	プロポーザル実施要領書	P.12 5.2 参加資格審査適格者が提出する提案書類	技術提案書はA3用紙の使用は認められませんか。	

設計図書等に対する質問書についての回答書

工事名：播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事

質疑番号	資料名	ページ等	質問内容	回答内容
23	プロポーザル実施要領書	P.13 6.2 審査方法・評価基準 イ審査事項 表1 評価基準 技術評価(1)	評価基準の技術評価(1)では、大項目における配点のみ明記されています。テーマ毎の配点をご教示頂けないでしょうか。	非公開とする。
24	プロポーザル実施要領書	P.13 6.2 審査方法・評価基準 イ審査事項 表1 評価基準 技術評価(1)実施体制	P5 3.プロポーザル参加者の参加資格要件 19)①(ア)設計業務管理技術者・照査技術者の資格条件として a 技術士(上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)) b RCGM(上水道及び工業用水部門) と記載されていますが、a,bで技術評価点に差はあるのでしょうか。	非公開とする。
25	プロポーザル実施要領書	P.14 6.2 イ審査事項 表1 価格評価(2)(D)価格の優位性	価格の優位性について、評価基準をご教示ください。	価格の優位性として記載しておりますが、別添資料2提案様式集P25(様式4-1)の請負率を評価基準の対象としている。また、P26(様式4-2)の概算内訳書については事業予算額の範囲内に収まるかの確認を目的としている。
26	プロポーザル実施要領書	P.14 6.2 イ審査事項 表1 価格評価(2)(D)価格の優位性	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、価格の優位性評価基準をご教示頂くことは可能でしょうか。	
27	プロポーザル実施要領書	P18 8.2 契約の枠組み	実施要領書本文に明確な記載がございませんでしたが、詳細設計を完了した部分から工事請負契約は可能でしょうか。管路DB方式のメリットを活かすためには必要と考えております。	可能とする。
28	別添資料1 発注仕様書	P4 2.2 一般事項1)設計業務 ア)基本事項(2)	【工事概要】 ① 道路台帳図を基図として、配管設計を実施する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
29	別添資料1 発注仕様書	P4 2.2 一般事項1)設計業務 イ)留意事項(2)	発注仕様書本文に明確な記載がございませんでしたが、必要な関連業務の内容については協議のうえ決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
30	別添資料1 発注仕様書	P4 2.2 一般事項1)設計業務 ア)基本事項(3)	家屋調査が必要となった場合は、別途町が行うものとする。とありますが、家屋調査に関わる期間と工程を考慮したいので、どの様な場合、家屋調査が必要になると想定されているのでしょうか。例えば掘削対象から何m範囲など具体的にご教示下さい。	受託者と協議する。
31	別添資料1 発注仕様書	P.5 2.2 一般事項 2)工事管理業務 イ)業務の範囲(2)	工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議の上、行うものとする。とありますが、住民対応リスク10) 本事業の実施そのものに関する地元合意形成が関係してくると想定される為、工事説明会を行う際は播磨町職員は参加・説明して頂けるかご教示下さい。	工事説明会を行うときは本町職員も参加する。
32	別添資料1 発注仕様書	P.6 2.2 一般事項 3)工事業務 イ)工事施工の範囲(8)	受託者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本町へ報告すること。とありますが、社会リスクの責任分担、環境配慮に対しての工事費増大等が想定される為、苦情等への対応において、要求水準があればご明示下さい。	想定しえない苦情を除き、一般的に注意すべきことを怠るような行為がないように要求する。
33	別添資料1 発注仕様書	P.6 2.2 一般事項 3)工事業務 イ)工事施工の範囲(9)	【工事概要】 掘削土は産廃処分でしょうか。産廃処分の受け入れ先をご教示下さい。	建設発生土の処分は、近隣市町の西川建材㈱を処分地として計上している。
34	別添資料1 発注仕様書 別添資料3	P.11	既設管との断水接続1箇所あたりの断水想定時間はありますか。	口径や断水箇所など、場合によって異なる。
35	別添資料2 提案様式集	P4 2作成要領 (1) 1)	各書類の表紙の所定の欄に、プロポーザル参加資格確認書に記載された提案受付番号を記載することになっていますが、各書類に所定欄がないため、ご教示願います。	プロポーザル参加資格審査結果通知の際に受付番号を付与する予定としているが、受付番号の記載は不要とする。また、提出書類一覧表を窓口で用意するので応募者は持参時にチェックをすること。
36	別添資料2 提案様式集	P4 2作成要領 (1) 5)	本文中の誤記と考えておりますが、該当箇所は第二次審査(技術提案書)とあります。第一次審査(技術提案書)のことでしょうか。	ご指摘のとおり。
37	別添資料2 提案様式集	P4 2作成要領 (1) 5)	技術提案書では捺印を含む資料が含まれております。技術提案書とともに提出するCD-Rのファイル形式は、PDF(捺印した技術提案書のコピーデータ)でよろしいでしょうか。このようにすることで、発注者が提出書類を印刷する際、意図せぬ変更のリスクを無くすことができると考えております。	ご理解のとおり。
38	別添資料2 提案様式集	【工事概要】	提案様式集の書類に関して、共同企業体の代表企業に対し、他の構成企業から委任する様式(委任状)を、プロポーザル参加資格に関する提出書類に追加頂けないでしょうか。このようにすることで、提出書類に関する共同企業体の代表者への権限移譲が可能となり、プロポーザル参加者の書類作成時における負担軽減、捺印の簡素化が図れると考えております。	任意様式で共同企業体の代表企業に対し、他の構成企業から委任状提出を追加します。委任内容として、 1 プロポーザル参加資格審査書類の提出に関する件 2 提案書類の提出に関する件 3 応募辞退に関する件とする。
39	別添資料3	【工事概要】	当初設計(工事概要の条件)について、設計業務での設計変更は可能という認識でよろしいでしょうか。本設管・仮設管のルート変更、試験箇所増加、工種(舗装復旧方法)の変更が見込まれます。	可能とする。概算用に条件設定しているだけであり、詳細設計により、本町が認める場合に予算の範囲内で増減する。
40	別添資料3	【工事概要】	図面上で播磨大橋水管橋部分についても仮設配管を行うこととなっておりますが、当該箇所では仮設配管が特に必要となる理由があればご教示下さい。	播磨大橋の水管橋はそのまま残すのが、前後の接続部において仮設管を播磨大橋の水管橋に接続すると割丁字管など残管が残る可能性を考慮し仮設管を配管するようにしている。受託者との協議により他に案があれば採用を検討する。
41	別添資料3	【工事概要】	図面上では新島ふ頭部(仮設管無し区間)において既設管と本設管は同位置となっております。本設管と既設管は別占用という考えでよろしいでしょうか。	港湾管理者との協議により埋設ルートを決定する。
42	別添資料3	【工事概要】	図面上では新島ふ頭入口の歩道部は、フェンス内に既設管が位置していると想定されます。フェンス内の既設管も撤去するとのことでしょうか。今回の見積条件ではフェンス等の撤去・復旧費用は見込まれているという認識でよろしいでしょうか。	港湾管理者の指示に従うことになる。今回の見積条件にフェンス等の撤去復旧は見込んでいないが、港湾管理者と協議により詳細設計を行い、請負率を掛けて契約し工事を行うことになる。
43	別添資料3	【工事概要】	カルバートを横断するため、占用位置が歩道から外れ、露出するような線形に見えますが、カルバートを横断部については、ダクタイル鉄管の外周特殊塗装で、露出配管(添架無し)とするものと考えてよろしいでしょうか。	既設管と同条件で復旧を考えているが、受託者との協議により決定する。
44	別添資料3	P-8【工事概要】付帯	点字ブロック等以外にも新島公共埠頭歩道部においては、パルカー等構造物が点在しますが、工事費の増大等が想定される為、構造物の移設及び補修費用等はどのようにお考えかご教示願います。	既設流用で考えているが受託者と協議する。
45	別添資料3	P-8【工事概要】交通誘導員900人	交通誘導員900人と明記されていますが、工事費の増大等が想定される為、交通誘導員A並びにBの配置人数の内訳について、ご教示下さい。	非公開とする。